平成２８年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市書写1019番地369　県営姫路書写鉄筋５号棟308号
債務者　林　　有希（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市広畑区蒲田319番地23
債務者　本條智亜紀（旧姓丸濱）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市北条252番地12市営北条住宅10棟1061号
債務者　清水　珠美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７３号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営北条住宅10棟1061号
債務者　清水　茉夕
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市北条252番地12市営北条住宅10棟1061号
債務者　清水　勝嗣
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１３号
広島県廿日市市宮内４丁目22番１－203号、申立時の住所広島市安佐南区上安６丁目29番６－６号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４６号
福岡市博多区美野島１丁目９番25―405号
債務者　立石　壮摩
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５２号
福岡市東区松島２丁目１番５号
債務者　大森　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目134番地セレーヴル博多南201号
債務者　有村　圭介
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６７号
福岡市早良区有田７丁目14番12―303号
債務者　伊藤　　舞（旧姓白水・黒木）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０号
福岡県柳川市弥四郎町10番地１　柳川簡易保険保養センター職員宿舎302号
債務者　小北久美子（旧姓萩嶺）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
茨城県牛久市神谷６丁目38番地11　（ローズハイツＣ７号）
債務者　菅野　秀芳
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
茨城県牛久市南２丁目33番地２
債務者　遠藤　武雄
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
茨城県牛久市牛久町246番地４（セントエルモ牛久302）
債務者　藤元　秀幸
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
山梨県甲府市塚原町480番地
債務者　中澤　恒彦
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
山梨県甲斐市篠原3224番地４　メゾン清水Ｅ－２
債務者　福井　健祐
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係